

## 中部運輸局愛知運輸支局

令和6年2月6日発表

&lt;連絡先&gt;

愛知運輸支局 輸送・監査担当  
本田、吉留 Tel 052-351-5312トラック運転者への聞き取り調査を実施します  
～「トラックGメン」による情報収集～

トラック運送事業の輸送力不足が懸念される「物流の2024年問題」への対応として、昨年6月の関係閣僚会議において取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、「トラックGメン」による荷主・元請事業者への監視を強化し、トラック運転者の労働条件の改善や取引適正化に向けた取組の加速化を図っています。

今回、昨年11月・12月の「集中監視月間」の取組結果（令和6年1月26日公表）を踏まえ、更なる情報収集を行うため、中部運輸局、愛知運輸支局合同でトラック運転者に対する聞き取り調査（プッシュ型情報収集）を下記のとおり実施します。

## 記

## 1. 実施日時、場所

日時：令和6年2月9日（金）11時00分～13時00分（予定）

場所：名古屋トラックステーション（施設出入口付近）

（愛知県名古屋市港区藤前3-601）

## 2. 実施内容

- ・トラック運転者に対し、荷主・元請事業者による違反原因行為（恒常的な長時間の荷待ち、契約にない附帯作業、無理な運送依頼等）の有無やその内容についてヒアリングを実施

## 3. 取材に当たっての注意事項

- ・大雨・悪天候等の場合は、規模を縮小して実施することもあります。
- 取材を希望される方は、2月8日（木）までに上記連絡先までご連絡下さい。
- ・事業者名やトラック運転者が特定されないようご配慮下さい。

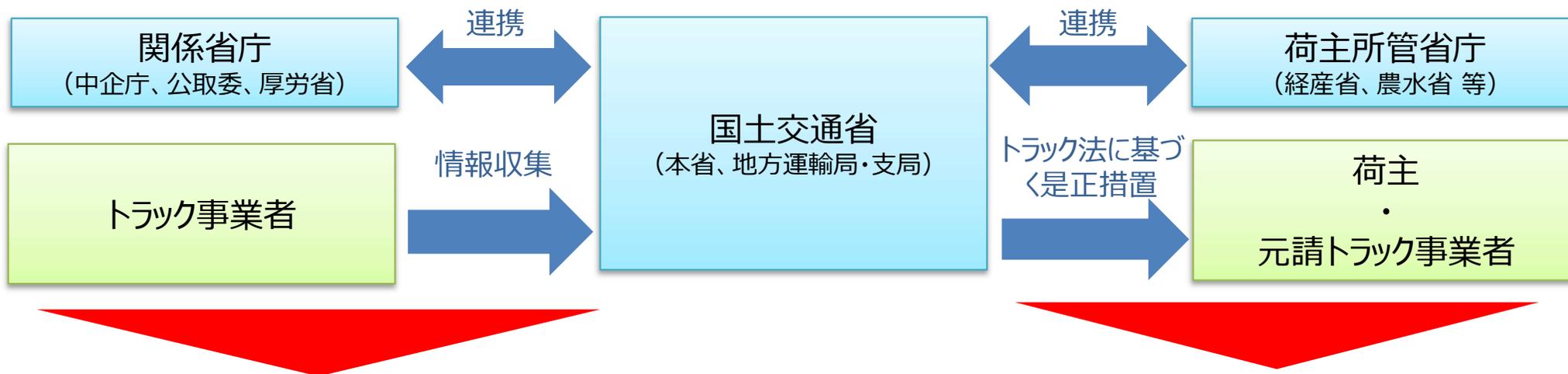
※「トラックGメン」については、別紙を参照してください。

※愛知県内では、昨年12月の岡崎サービスエリアに続き、2回目の調査実施となります。

- **トラックドライバー**は、労働時間が長く、低賃金にあることから、**担い手不足が喫緊の課題**。
- 働き方改革の一環として、2024年4月からドライバーに**時間外労働の上限規制（年960時間）**が適用されるが、これによる**物流への影響が懸念（「2024年問題」）**。
- 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前に、**強力な対応が必要**。
- このため、新たに**「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに**。

⇒ **令和5年7月21日、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置**

※緊急増員80名（本省2名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）



## トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し  
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」  
制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

# 積込先、配送先で 困ったことはありませんか?

**「トラックGメン」**が情報収集してます  
下図を見て、あるある!と思ったらお電話を!



投稿サイト  
「目安箱」  
あります!

## 恒常的に長い 荷待ち時間

過労運転を  
招く恐れあり



## 無理な到着 時間の設定

最高速度違反を  
招く恐れあり

## 過積載になる ような依頼

過積載運行を  
招く恐れあり



## 異常気象時 の運行指示

輸送安全確保義務  
違反を招く恐れあり

荷主・元請事業者に対して、  
**「働きかけ」、「要請」**に活用させていただきます

※荷主等へ対応する際は、**情報提供者を特定する情報(会社名など)**は伝えません  
荷主等から情報提供元が特定されないように配慮します

### 【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 貨物課 052-952-8037

愛知運輸支局 輸送・監査担当 052-351-5313

静岡運輸支局 輸送・監査担当 054-261-1191

岐阜運輸支局 輸送・監査担当 058-279-3714

三重運輸支局 輸送・監査担当 059-234-8411

福井運輸支局 輸送・監査担当 0776-34-1602

- トラックGメンってなに?
- どんな仕事してるの?



令和6年1月26日

物流・自動車局

貨物流通事業課

トラックGメンによる  
「集中監視月間」（令和5年11月・12月）の取組結果  
— 貨物自動車運送事業法に基づく初の「勧告」を実施 —

- 国土交通省では、令和5年11月・12月をトラックGメンによる「集中監視月間」と位置づけ、適正な取引を阻害する疑いのある悪質な荷主や元請事業者に対する監視を抜本強化し、164件の「要請」と47件の「働きかけ」を実施しました。（別紙1参照）
- 加えて、過去に「要請」を受けたにもかかわらず、依然として違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対し、初めて2件の「勧告」を実施しました。（別紙2参照）
- 「集中監視月間」終了後も、悪質な荷主等への監視を徹底するとともに、今般「勧告」「要請」等の対象となった荷主等については、トラックGメンによるフォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め、厳正に対処します。

- トラック事業者への全数調査や、トラックGメンによる関係省庁と連携したヒアリング等により入手した情報に基づき、悪質な荷主や元請事業者等に対し、164件の「要請」（荷主82件・元請事業者77件・その他5件）及び47件の「働きかけ」（荷主26件・元請事業者19件・その他2件）を実施し、違反原因行為の早急な是正を促しました。「要請」等の月当たりの平均実施件数は、106.5件（うち「要請」82件、「働きかけ」23.5件）となり、トラックGメン発足前の1.8件から大幅に増加しています（別紙1参照）。
- さらに、既に「要請」を実施した荷主等のうち、依然として違反原因行為に係る情報が相当数寄せられた者（荷主1社、元請事業者1社）については、当該荷主等が、要請後もなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認め、当該荷主等に対し、違反原因行為をしないよう「勧告」し、その旨を「公表」しました（別紙2参照）。
- なお、今回「勧告」「要請」等の対象となった荷主等に対しては、違反原因行為の早急な是正を促すとともに、改善計画の提出を指示しました。今後の取組状況等については、トラックGメンによるヒアリングや現地訪問等を通じてフォローアップを行い、「要請」後もなお改善が図られず、違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主等に対し、「勧告・公表」を含む厳正な対応を実施してまいります。

【問い合わせ先】 物流・自動車局貨物流通事業課

トラック荷主特別対策室 溝江、渋谷、松倉

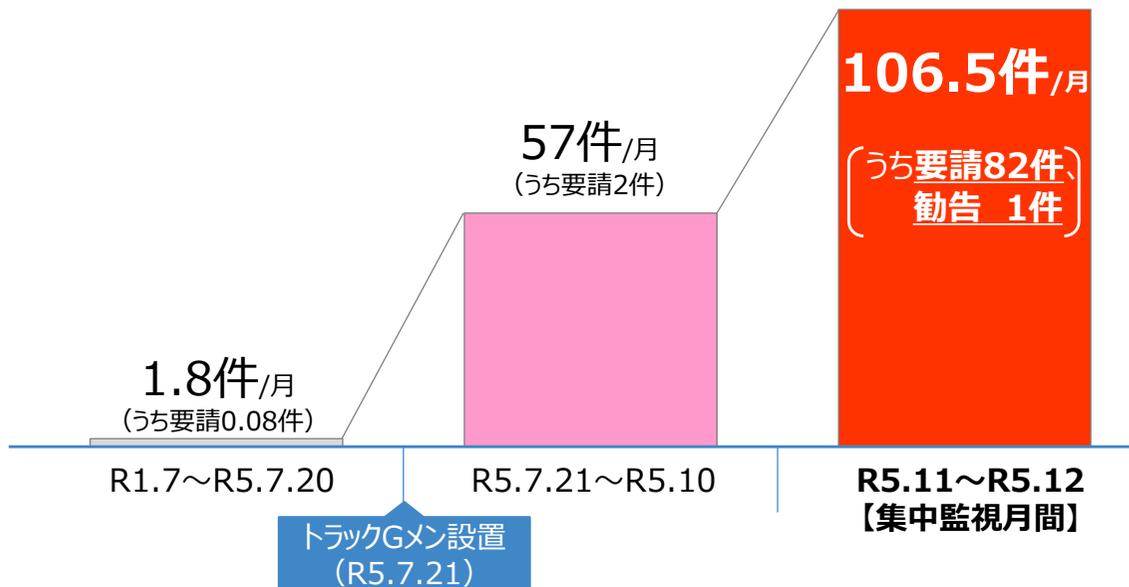
代表 03-5253-8111（内線 41353、41334）

直通 03-5253-8575

- **「物流革新に向けた政策パッケージ」**(令和5年6月)に基づき、**全国162名体制の「トラックGメン」**を設置(令和5年7月)。関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく**「働きかけ」**や**「要請」**を実施。
- **令和5年11月・12月**を**「集中監視月間」**と位置づけて取組を強化し、過去に要請を受けたにもかかわらず、**依然として違反原因行為**をしている疑いのある荷主等に対し、**初めての「勧告」(2件)**を実施(令和6年1月26日)したほか、**「働きかけ」「要請」による是正指導を徹底**。

## トラックGメンの活動実績

### <月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数>



## 「集中監視月間」の取組

### 集中監視月間における実績

- **勧告**： **2件【初】** (荷主1、元請1件)
  - **要請**： 164件 (荷主82、元請77、その他5)
  - **働きかけ**： 47件 (荷主26、元請19、その他2)
- ⇒ 計213件の法的措置を実施

### 主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち (62%)
- 運賃・料金の不当な据置き (14%)
- 契約になかった附帯業務 (13%)
- 無理な運送依頼 (7%)
- 過積載運行の要求 (3%)
- 異常気象時の運行指示 (1%)

今般**「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等**については**フォローアップ**を継続し、**改善が図られない場合は更なる法的措置の実施**も含め厳正に対処。

fl &L

é • è n j ç F Ö	[ u	± ì ¢ z ì ,	œ v Q •	© U I ¼ è Ÿ y ¼ 2		
* % &*					,	
* % &*					( %%	